

# 処方・調剤・ 保険請求の



&



日本薬剤師会

調剤をされていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は54頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

**Q** 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する場合、  
患者を訪問する前に薬学的管理指導計画を策定  
することが必要とされていますが、初回訪問時も必ず  
「事前」でなければ算定できないのでしょうか。

(匿名希望)

**A** 在宅患者訪問薬剤管理指導の実施にあたり必要  
な薬学的管理計画は、患者を訪問する前に策  
定することになっていますが、はじめて実施する場合  
や急を要する場合などもあることから、算定要件では  
「原則として」とされています。

在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定要件で求めら  
れている薬学的管理計画とは、「処方医から提供され  
た診療状況を示す文書等に基づき、又は必要に応じ、  
処方医と相談するとともに、他の医療関係職種(歯科  
訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である

歯科医師等及び訪問看護ステーションの看護師等)と  
の間で情報を共有しながら、患者の心身の特性及び処  
方薬剤を踏まえ策定されるもの」です。

同計画には、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、  
相互作用などを確認したうえで、実施すべき指導の内  
容、患者への訪問回数、訪問間隔などを記載するこ  
とが求められています。基本的には「患者を訪問する前  
に策定する」ことを想定していますが、はじめて訪問  
指導を実施する場合や急を要するケースもあることか  
ら「原則として」とされています(表1)。

**Q** 調剤録については、薬剤師法で定められている  
記載項目を記入しなければなりません。当薬  
局では各行為の責任の所在が明らかになるよう管理し  
ており、調剤録の作成者、調剤者(剤形別に複数の薬  
剤師が調剤を実施した場合は、すべての担当者)、監

表1 在宅患者訪問薬剤管理指導料における「薬学的管理指導計画」について

## 区分15 在宅患者訪問薬剤管理指導料

(5)「薬学的管理指導計画」は、処方医から提供された診療状況を示す文書等に基づき、又は必要に応じ、処方医と相談するとともに、他の医療関係職種(歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等及び訪問看護ステーションの看護師等)との間で情報を共有しながら、患者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ策定されるものであり、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上、実施すべき指導の内容、患者への訪問回数、訪問間隔等を記載する。

(6)〈略〉

(7)薬学的管理指導計画は、原則として、患者を訪問する前に策定する。

[厚生労働省保険局医療課長通知「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(2010年3月5日、保医発0305第1号)より抜粋]



表2 処方せん・調剤録への記入について

### 薬剤師法

(処方せんへの記入等)

第26条 薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨(その調剤によつて、当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは、調剤量)、調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。

(調剤録)

第28条 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。

2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなつたときは、この限りでない。

3 〈略〉

### 薬剤師法施行規則

(処方せんの記入事項)

第15条 法第26条の規定により処方せんに記入しなければならない事項は、調剤済みの旨又は調剤量及び調剤年月日のほか、次のとおりとする。

- 1 調剤した薬局又は病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
- 2 法第23条第2項の規定により医師、歯科医師又は獣医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更の内容
- 3 法第24条の規定により医師、歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合、その回答の内容

(調剤録の記入事項)

第16条 法第28条第2項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 1 患者の氏名及び年齢
- 2 薬名及び分量
- 3 調剤年月日
- 4 調剤量
- 5 調剤した薬剤師の氏名
- 6 処方せんの発行年月日
- 7 処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の氏名
- 8 前号の者の住所又は勤務する病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
- 9 前条第2号及び第3号に掲げる事項

(薬剤師法、薬剤師法施行規則より抜粋)

査者、投薬者のそれぞれが記名・押印するようにしています。薬剤師法で義務づけられている記載事項以外の項目を調剤録に記入することは、法的に問題あるのでしょうか。(秋田県 匿名希望)



薬剤師法で求められているのは、その調剤について最終的に責任を負う薬剤師を特定することです。

薬剤師法および薬剤師法施行規則では、調剤した処方せんと調剤録への記入事項を定めています(表2)。また、処方せんが調剤済みとなった場合には、その処

方せんに「調剤録と同様の事項を記入したのもをもってかえることができる」とされていることから、実際は調剤済み処方せんの裏面や余白に必要事項を記入している場合が多いと理解しています。

したがって、ご質問については、調剤録への記入だけでなく、調剤済みとなった処方せんへの記入もあわせてのものとしてご説明します。ご質問のケースのように、1枚の処方せんについて複数の薬剤師が関わった場合は、処方せん受け付けから薬剤の交付まで(すなわち調剤全体にわたる範囲)において、責任の所在を明らかにする目的で、各行為の担当者に関する記録を



表3 調剤済み処方せんへの記録について

1枚の処方せんに係る調剤を複数の薬剤師が行った場合は、調剤済みの処方せんに、当該処方せんに係る調剤を行った全ての薬剤師の氏名について、記名押印又は署名する必要があるのか。

**【解釈】**

薬剤師法が求めているのは、その処方せんに基づく調剤について最終的に責任を負う薬剤師を特定することにある。従って、その薬剤師が調剤済みの処方せんに記名押印又は署名することが必要となる。

なお、複数の薬剤師が分担して調剤を行っている場合は、調剤に係る責任の所在を明らかにする目的で、調剤済みの処方せんに当該処方せんに係る調剤を行った全ての薬剤師が押印する等工夫することは差し支えない。但し、その場合にあって最終的に責任を負う薬剤師が特定されていることが必要である。

〔日本薬剤師会「平成10年度日薬国保審査委員・調剤報酬専門役員協議会にて協議された疑義解釈事項」(1999年7月28日)より抜粋〕

残すなどの工夫を行うことは差し支えないものと整理されています(表3)。

ただし、そのような場合であっても、最終的に責任を負う薬剤師が特定されていることが必要ですので、

調剤済みとなった処方せんや調剤録への記入にあたっては、その区別が明確となるよう十分注意してください。

## 質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応しがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？ 皆さまの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる事例で、専門家の意見を知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。

③調剤技術などに関する質問

たとえば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠を粉碎

してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

**送付先** 〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270